

2023年1月31日

電気通信事業者各位

西日本電信電話株式会社

次世代ネットワークを利用したIP通信網サービス・IP電話サービスの提供に係る  
西日本エリア内の県間区間の中継回線の募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社事業に対し格別のご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて弊社は、サービスのより一層の費用削減及び信頼性・効率性の維持向上を目的として、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービス・IP電話サービスの県間役務提供に係る西日本エリア内の県間区間の中継回線をご提供いただける中継事業者様を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 概要

より一層の費用削減及び信頼性・効率性の維持向上を目的として、以下の中継回線をご提供いただける中継事業者様を募集いたします。

【募集区間】

次世代ネットワークを利用したIP通信網サービス・IP電話サービスの県間役務提供に係る  
NTT西日本提供エリア内の県間中継回線

2. 募集内容

以下の内容に従い、応募方よろしく申し上げます。

(1) 募集要項

- ・ 本提案募集の概要を別紙1に示します。  
別紙1：次世代ネットワークを利用したIP通信網サービス・IP電話サービスの提供に係る  
県間区間の中継回線
- ・ ご提案については、別に配布する募集要項に記載した詳細条件を確認の上、様式等に基づき実施願います。
- ・ 本提案募集に参加意思のある方に限り、機密情報の取扱い及び保護等を規定した『守秘義務に関する誓約書』（別紙2）を提出いただいた後に、募集要項（詳細条件）を配布いたします。  
提案意思のある募集区間をご指定の上、『守秘義務に関する誓約書』を提示願います。

(2) 応募期限

2023年4月10日（月）15時必着

(3) 事業者様選定

応募いただいた事業者様の中から、網使用料、接続可能時期、回線仕様への適合性、信頼性、保守・運用等の観点から総合的に勘案して事業者様を選定し、2023年5月中旬を目途にご通知させていただきます。

(4) 特にご留意いただきたい点

応募いただいた事業者様の提案内容が弊社の条件を満たさない場合は、いずれの提案も採用しない場合がございます。

(5) 募集及びお問合せ先

〒534-0024

大阪市都島区東野田町4-15-82 NTT WEST i-CAMPUS B棟

西日本電信電話株式会社 設備本部 サービスエンジニアリング部 ネットワーク設備部門

ネットワークサービスエンジニアリングセンタ ネットワークサービス担当

電話： 06-6490-7231

E-mail： nw-strategy-hq@west.ntt.co.jp

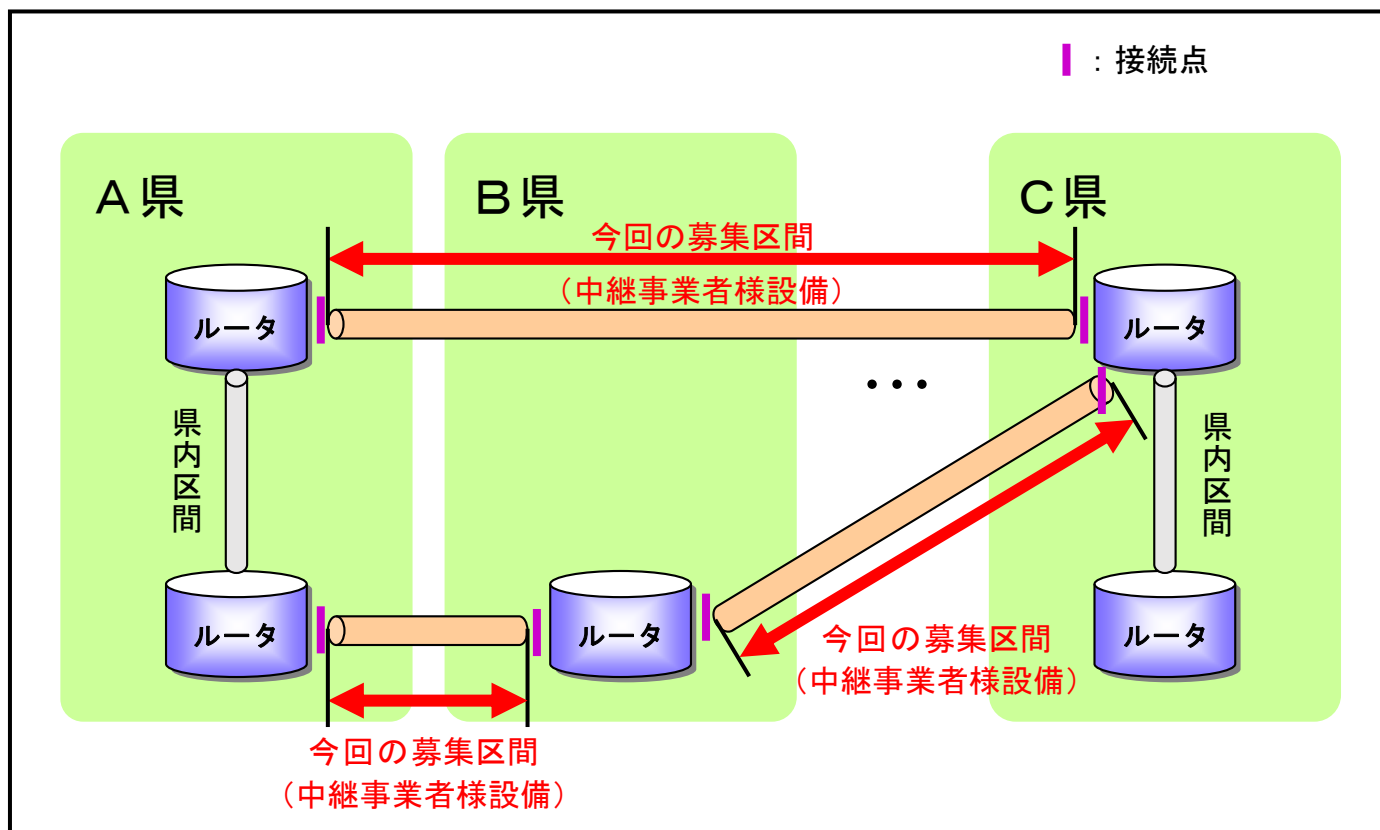
以上

## 別紙 1

次世代ネットワークを利用したIP通信網サービス・IP電話サービスの提供に係る県間区間の中継回線の募集概要

- (1) 次世代ネットワークを利用したIP通信網サービス・IP電話サービスの提供に係るNTT西日本の提供エリア内で接続する県間中継回線の接続構成図

以下の接続構成図に示すとおり今回募集する中継事業者様の設備を用いて接続します。



- (2) 接続希望時期と回線数

『守秘義務に関する誓約書』(別紙2)のご提出後、募集要項(詳細条件)にて提示いたします。

※回線ごとの実際の接続希望時期については、事業者様選定後、協議の上決定とします。

※回線ごとの接続希望時期、回線数等の詳細につきましては、募集要項を参照願います。

- (3) 募集区間・回線数、経路条件 等

- ・全区間一括の提案を基本としますが、複数の募集区間で構成されるエリア(募集区間エリア)単位での提案も受け付けます。なお募集区間エリア単位での提案の場合、経路条件について個別に協議させて頂く場合があります。
- ・接続点については各都府県の中で弊社が指定するビルまたはその近傍とし、事業者様選定後、協議の上決定させていただきます。
- ・弊社が指定するビル並びに経路条件につきましては、募集要項を参照願います。

(4) 接続される回線の主な仕様

(1) IP通信網サービス・IP電話サービスについて、接続される回線の主な仕様を下記に示します。その他の詳細条件については、募集要項を参照願います。

①回線の種類と回線数等

- ・専用線、接続帯域を100%保証すること
- ・IPパケット（IETF RFC 791、RFC 2460）を透過転送すること
- ・回線開通時には御社において品質測定等による正常性の確認を行うこと
- ・中継伝送設備等での各回線障害検出時に、弊社側装置へ自動通知（リンクダウン転送）する機能を具備すること 等

②信頼性

- ・蓄電池による停電対策を実施すること（保持時間3時間以上）
- ・非常用発電設備による停電対策を実施すること（保持時間18時間以上）  
※蓄電池と組み合わせた保持時間の場合でもご提案可能といたします。 等

③保守・運用

- ・24時間365日の故障監視、故障受付及び修理・回復を行う体制があること 等

以上